

自動販売機設置事業者募集要項

大阪府東部流域下水道事務所が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

| 物件番号 | 所在地（住居表示） | 設置場所 | 設置面積 | 台数 | 最低使用料 【年額】 | 位置 |
|------|-----------|----------------------------|--------|--|---------------|----------------------------|
| 1 | A | 川俣水みらいセンター 東大阪市川俣2丁目1-1 | 管理棟 1階 | 0.5 m ² 以上 1.0 m ² 未満 | 1台 | 19,030円（税込） 17,300円（税抜） |
| | | | 管理棟 1階 | 0.5 m ² 以上 1.0 m ² 未満 | 1台 | 19,030円（税込） 17,300円（税抜） |
| 2 | | | 汚泥処理棟前 | 0.5 m ² 以上 1.0 m ² 未満 | 1台 | 17,300円 (税抜) |
| 3 | | | スカイランド | 0.5 m ² 以上 1.0 m ² 未満 | 1台 | 17,300円 (税抜) |

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

(2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ⑦ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 事業を行う上での必要な法的資格・許認可等を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 申込方法

物件番号 1 から物件番号 3 までは一括での申し込みとなります。

ただし、物件番号 1 については、「A」又は「B」のみの申し込みを可能とします。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可から 5 年を限度に引き続き使用許可を受けることができます。（1 年更新）

また、許可期限の 3 ヶ月前（当初許可期間を除く。）までに引き続き使用継続するか否かを明らかにすることとし、使用継続しない場合は、申し込み時と同様に、一括での非継続となります。

なお、物件番号 1 において、「A」「B」の両方を申し込み、使用許可をしている場合に

おいて、「A」「B」のどちらか一方の使用継続をやめることはできません。その場合は、一括での非継続となります。

③ 使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）を年額使用料とします。ただし、物件番号1については、応募価格（税抜き額）に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。なお、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。使用料は年度毎に大阪府の発する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費は全額を設置事業者の負担とし、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。光熱水費の額は、次の計算によるものとします。

【電気使用料】

自動販売機に設置する電気量子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）、燃料費調整単価（税込）、市場価格調整単価（税込）、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込）をそれぞれ乗じて積算した額の合計額とします。

なお、設置する電気量子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

※電気料金単価（消費税及び地方消費税を含む）＝各施設の使用電力量料金／使用電力量

⑤ 必須条件

設置する自動販売機の大きさは、物件番号ごとの設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。（公募物件全てに既設の電源を使用できます。）また、十分な転倒防止措置を行ってください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料及び光熱水費の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、各施設管理者の指示に従うこと。
- ⑤ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 販売品目は飲料品(乳飲料を含む。)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

| 物件番号 | 販売品目の条件 |
|------|---|
| 1~3 | 販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。 |

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを府に提出しなければなりません。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。ただし、当該ボックスの面積は使用料に算入いたしません。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

4 参考データ

(1) 物件番号1 川俣水みらいセンター 管理棟1階 【設置台数2台】

- ① 清涼飲料水自動販売機の1台当たりの売上等の状況
(令和6年12月～令和7年11月)
売上数 月平均約250本
電気料金 月額平均約1,900円
- ② 職員数 約70人（日中勤務の職員数）

物件番号2 川俣水みらいセンター 汚泥処理棟前【設置台数1台】

- ① 清涼飲料水自動販売機の1台当たりの売上等の状況

(令和6年12月～令和7年11月)

売上数 月平均約220本

電気料金 月額平均約1,460円

- ② 職員数 約90人(夜間含む)

物件番号3 川俣水みらいセンター スカイランド【設置台数1台】

- ① 清涼飲料水自動販売機の1台当たりの売上等の状況

(令和6年12月～令和7年11月)

売上数 月平均約280本

電気料金 月額平均約1,520円

- ② 来場者数 約40,660人(令和6年12月～令和7年11月)

(2) 物件番号1、物件番号2について、閉庁日は大阪府の閉庁日として土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、並びに年末年始の**12月29日**から**1月3日**とし、開庁日は閉庁日以外の日とします。

物件番号3について、火曜日(休日の場合は翌日)及び年末年始の**12月29日**から**1月3日**が休場日とし、開場日はそれぞれの休場日以外の日とします。

5 応募申込手続き

- (1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和8年1月8日(木)～令和8年1月27日(火)午後5時必着

送り先 **〒577-0063**

大阪府東大阪市川俣二丁目1-1

大阪府東部流域下水道事務所 総務課(中井)宛

持参する場合

申込受付期間 令和8年1月8日(木)～令和8年1月27日(火)

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 東大阪市川俣二丁目1-1

大阪府東部流域下水道事務所 総務課(中井)宛

- (2) 必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書(大阪府所定様式)

- ② 誓約書(大阪府所定様式)

- ③ 誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の誓約書）（大阪府所定様式）
- ④ 販売品目（大阪府所定様式）
- ⑤ 設置を希望する自動販売機のカタログ
- ⑥ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し（該当についてのみ。）

(3) その他

電話、ファックス、インターネット又は電子メールによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、物件番号1から物件番号3のそれぞれが、大阪府が設定する最低使用料以上で、その合計額が最高の応募価格で申し込みを行った者とします。（なお、物件番号1については、「A」又は「B」のみの申し込みも可能としていますが、「A」と「B」を合算した金額となります。）

- (2) 販売品目の売値は、審査の対象となりません。

(2) くじによる設置事業者の決定

最高の応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、別紙「くじの方法」に定めるところにより決定します（当該応募をした者は、くじを辞退することはできないものとします）。

(3) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

(4) その他

設置事業者の決定は、令和8年2月2日（月）の予定です。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和8年2月27日（金）までに、下記提出書類を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は①から③が各2通、④から⑧が各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）

- ② 設置場所の図面

- ③ 設置する自動販売機のカタログ（機器の仕様、寸法のわかるもの）

- ④ 役員名簿（任意様式）

- ⑤ 証明書類（発行日から3ヶ月以内のもの）

<法人の場合>…法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状（本社から支店等へ権限委任している場合）

<個人の場合>…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

- ⑥ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該事務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

- ⑦ 府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のこと」の納税証明書）（発行日から3ヶ月以内のもの）

- ⑧ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3か月以内のもの）

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

9 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。
- (2) 現地確認を行う場合は、事前に下記までご連絡をお願いいたします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府東部流域下水道事務所 総務課 担当 中井 山本

大阪府東大阪市川俣二丁目 1-1

電話 06-6784-3721

別紙 くじの方法

選定の結果、設置事業者となるべき最高の価格での応募をした者が2者以上あり、設置事業者候補の順位を決定できない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 応募申込書の「くじ入力番号」欄に任意の値を記入

応募者は、くじを行う場合に備えて、応募申込書の「くじ入力番号」欄にあらかじめ任意の3桁の値（000～999）を記入すること。

なお、正しく記入がなされていない場合は、「000」の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 応募申込書が到着した順（府が受けた日時順）に「0, 1, 2, …」と番号を割り当てる。
- (2) 同額応募の応募申込書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を応募申込書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の番号の応募申込者を最上位（設置事業者候補）とする。
- (4) 最上位の番号に1を足した番号の応募者を2順位とする。この場合において、最上位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の応募者を2順位とする。
- (5) 2順位の番号に1を足した番号の応募者を3順位とする。この場合において、2順位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の応募者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

（例）応募者中、3名が同額応募の場合

- (1) 応募申込書が到着した順に番号を付与する。

A者……………番号0

B者……………番号1

C者……………番号2

- (2) くじ入力番号の数の和を求め、同額応募者数を除算し、余りを算定する。

A者……………（くじ入力番号072）

B者……………（くじ入力番号123）

C者……………（くじ入力番号452）

合計（072 + 123 + 452 = 647）

余り（647 ÷ 3 = 215 … 余り2）

- (3) 順位の決定

最上位（設置事業者候補）は、余りと一致する番号であるC者

2順位は、2 + 1 = 3の番号が存在しないので、番号0のA者

3順位は、0 + 1 = 1と一致する番号であるB者